

第2章 日本語及び外国語でされた国際特許出願に共通する 国内移行手続

日本国を指定国とした国際出願の出願人は、優先日から30月（以下「国内書面提出期間」という。）以内に特許庁長官に対して「国内書面」を提出し、必要な「国内手数料」を納付しなければなりません。（条22（1）、条39（1）、特184の5（1））

（注）期間の計算は、特許法第3条に基づきます。

1. 国内書面の提出

（1）国内書面の記載事項 （特184の5（1））

- ① 発明者の氏名及び住所又は居所 （注1）、（注2）
- ② 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 （注1）、（注2）
- ③ 国際出願番号 （注3）
- ④ 出願の区分 （注4）
- ⑤ 代理人がいる場合は、代理人の氏名又は名称及び住所又は居所 （注5）
- ⑥ その他必要な事項

（注1）出願人及び発明者の住所（居所）について

国際段階の手続における「あて名」と特許法上の「住所又は居所」の概念は、必ずしも同一のものではありません。国際出願の願書における「あて名」と「住所又は居所」が同一であって、それが国内法上適正である場合には、国際出願の願書に記載された「あて名」を国内書面に「住所又は居所」として記載します。当該「あて名」が出願人及び発明者の住所又は居所として適正でない場合は、正確な住所又は居所を記載し、国内書面と同時に「国際段階においては、あて名を記載したが、国内書面に記載の住所が正しい。」旨を記載した上申書を提出するか、国内書面に【その他】の欄を設けて同様にその旨を記載してください。

また、国際公開に住所の記載がない場合であっても、国内書面には必ず住所を記載する必要があります。その際には、国内書面と同時に「国際段階においては、出願人（又は、発明者）の住所を記載しなかったが、国内書面に記載の住所が正しい。」旨を記載した上申書を提出するか、国内書面に【その他】の欄を設けて同様にその旨を記載してください。

なお、特許庁より識別番号を付与されている出願人は、【識別番号】を記載することにより【住所又は居所】の欄を省略することができます。

（注2）出願人及び発明者の住所（居所）若しくは氏名（名称）について

国際段階で住所又は居所若しくは氏名又は名称が変更されたにもかかわらず、その届出がなされていない状況においては、国内書面には変更後の住所又は居所若し

くは変更後の氏名又は名称を記載し、国内書面と同時に「国際段階においては、住所（居所）（又は氏名（名称））の変更があったにもかかわらず、その手続がされない状態で、国内書面上は変更後の住所（居所）（又は氏名（名称））を記載するものである。」旨を記載した上申書を提出するか、国内書面に【その他】の欄を設けて同様にその旨を記載してください。

国際段階における住所又は居所若しくは氏名又は名称の記載が誤りであったにもかかわらず、国際段階においてこれを訂正しなかった場合も同様です。

（注３）国際出願番号の記載について

「PCT/US2000/012345」のように記載します。

（注４）出願の区分について

指定国である日本国において、特許を求めるときは、国内書面の【出願の表示】欄の【出願の区分】に「特許」と記載します。

（注５）代理人の代理権を証明する書面について

国内書面を提出する際には、出願人から代理人への委任状の添付は必須ではありません。ただし、国内優先権を伴う国際出願が代理人による手続の場合は特許法第４１条第１項に関する特別授權、国内書面に復代理人を記載する場合の出願人から代理人への復代理人選任権限に関する特別授權等委任状の添付が必要な場合があります。

（特施４の３、特８（２）、特９）

（２）様式

国内書面は、特許法施行規則様式第５３により作成します。 （特施３８の４）

（３）提出期間

国内書面提出期間内に提出しなければなりません。

（特１８４の４（１）、特１８４の５（１））

提出日は、発信主義が適用されます。 （特１９）

２．国内手数料

（１）納付義務

出願人は、国内書面提出期間内に国内手数料を特許庁長官に納付しなければなりません。 （特１９５（２））

（２）国内手数料の金額

国際特許出願１件につき １４，０００円
（手数料令１（２）④、特１９５（２））

(注) 国と国以外の者との共有で、持分の定めがある場合には、国以外の者の持分に相当する金額のみを納付します。(特 1 9 5 (5))

その場合、【手数料の表示】の欄の上に【持分の割合】の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、当該持分を証明する書面(持分契約書等)を提出しなければなりません。ただし、上記により適式に持分の記載を行った場合には、持分を証明する書面を提出する必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱います。

(特施 2 7 (3)、特施様式 5 3 備考 3 (様式 2 6 備考 2 4))

(3) 納付方法

- ① 特許印紙によるときは、国内書面の左上の余白に特許印紙(消印しないでください)を貼付し、その下にその額を括弧をして記載します。

(特施様式 5 3 備考 3 (様式 2 備考 5))

- ② 予納制度を利用するときは、国内書面中の「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」の欄に「予納台帳番号」を、「【納付金額】」の欄に手数料の額(「円」、「,」等は付さず、アラビア数字のみで表示)を記載します。

(特施様式 5 3 備考 3 (様式 2 備考 2 1))

- ③ 現金納付制度を利用するときは、国内書面中の「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、当該手続に係る手数料を納付した納付書に記載された納付書番号を記載し、納付済証(特許庁提出用)を手続補足書により提出します。この場合において「【納付金額】」の欄は設ける必要はありません。

(特施様式 5 3 備考 3 (様式 2 備考 5))

- ④ 電子現金納付制度を利用するときは、国内書面中の「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、当該手続の手数料納付に係る納付番号を記載します。この場合において「【納付金額】」の欄は設ける必要はありません。

(特施様式 5 3 備考 3 (様式 2 備考 5))

- ⑤ 口座振替納付制度を利用するときは、国内書面中の「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額(「円」、「,」等は付さず、アラビア数字のみで表示)を記載します。

(特施様式 5 3 備考 3 (様式 2 備考 2 1))

- ⑥ 指定立替納付制度(クレジットカードによる納付)を利用するときは、国内書面中の「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、項目内容は記載せず、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額(「円」、「,」等は付さず、アラビア数字のみで表示)を記載します。

(特施様式 53 備考 3 (様式 2 備考 21))

(注) 口座振替納付はオンライン手続の場合に限られます。また、指定立替納付はオンライン手続または特許庁の窓口における書面手続に限ります。

(国内書面の記載例)

【書類名】	国内書面
(【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【国際出願番号】	PCT/US20〇〇/012345
【出願の区分】	特許
【発明者】	
【住所又は居所】	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10566 コートランツ マンナ ミリングトン ロード500
【氏名】	エルビス・ウォルター・ジョセフ
【特許出願人】	
【識別番号】	300004342
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション
【代理人】	
【識別番号】	100001234
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
【選任した代理人】	
【識別番号】	100001235
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 次郎
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	123456
【納付金額】	14000
【提出物件の目録】	
【物件名】	明細書の翻訳文 1
【物件名】	請求の範囲の翻訳文 1
【物件名】	要約書の翻訳文 1
【物件名】	図面の翻訳文 1

特許法施行規則第38条の4(様式53)により作成してください。

(注) 国内書面とは別に、国際出願翻訳文提出書を提出する場合は、【提出物件の目録】の欄以下の記載は不要です。また、日本語特許出願についても、翻訳文を提出する必要がないため同様です。

3. 国内処理基準時について

(1) 日本語特許出願の場合

「国内処理基準時」は、「国内書面提出期間が満了する時（国内書面提出期間内に出席人が出願審査の請求をするときは、その請求の時）」と規定されています。つまり、日本語特許出願については、次のいずれかが「国内処理基準時」となります。

- ① 優先日から30月の期間が満了する時
- ② ①の期間内に出席審査の請求をするときはその請求の時（ただし、出席審査の請求は、国内書面を提出し、国内手数料を納付した後でないとすることができません。）

なお、「国内処理基準時の属する日」とは、上記①又は②の時が含まれる日です。

(2) 外国語特許出願の場合

「国内処理基準時」は、「国内書面提出期間（翻訳文提出特例期間が適用される場合はその期間）が満了する時（国内書面提出期間内に出席人が出席審査の請求をするときは、その請求の時）」と規定されています。つまり、外国語特許出願については、次のいずれかが「国内処理基準時」となります。

- ① 優先日から30月の期間が満了する時
- ② ①の満了前2月から満了日までの間に国内書面を提出した場合（国内書面の提出日以前に翻訳文を提出したものを除く。）には、国内書面を提出した日から2月の期間（翻訳文提出特例期間）が満了する時
- ③ ①及び②の期間内に出席審査の請求をするときは、その請求の時（ただし、出席審査の請求は、国内書面及び翻訳文を提出し、国内手数料を納付した後でないとすることができません。）

なお、「国内処理基準時の属する日」とは、上記①、②又は③のいずれかの時が含まれる日です。（特184の4（6））

4. 塩基配列又はアミノ酸配列を含む国際特許出願について

4-1. 令和4年6月30日までの国際特許出願について

(1) 配列表を記録した磁気ディスクの提出方法

塩基配列又はアミノ酸配列を含む国際出願は、特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を特許庁長官が定める方式に従って記録した磁気ディスクを、国内書面とともに特許庁長官に提出しなければなりません。

(特施^{*}27の5(2)、特施^{*}38の13の2(2)、実施^{*}23(4))

提出する磁気ディスクには、事件の表示及び特許出願人又は代理人名を記載し、特許法施行規則様式第22(物件提出書)により、次に掲げる書面とともに提出してください。

(a) 陳述書

(b) 磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面

(特施^{*}27の5(4)、(5)、実施^{*}23(2))

なお、磁気ディスクに記録した事項は、願書に添付した明細書に記載した事項とみなされません。

(特施^{*}27の5(6)、実施^{*}23(2))

(2) 配列表を記録した磁気ディスクの提出の免除

受理官庁が日本国特許庁であって、

① 国際段階で電子出願を行い、かつ配列表をコードデータで明細書に記載した場合

② 国際段階でコードデータを記録した記録媒体が提出されている場合

は、あらためて提出する必要はありません。

(特施^{*}38の13の2(3)、実施^{*}23(4))

また、明細書の補正により、配列表を特許庁長官が定める方式に従って記録した事項をオンラインによりコードデータで提出するときは、別途、磁気ディスクを提出する必要はありません。

(特例施^{*}19の2)

(3) その他

磁気ディスクの提出がない場合又は提出した磁気ディスクに不備がある場合は、特許庁長官が期間を指定して補正すべきことを求めます。

(特184の5(2)、実48の5(2))

補正指令に対して、期間内に補正が行われなかった場合には、特許庁長官は当該国際特許出願を却下することになります。

(特184の5(3)、実48の5(3))

^{*} 特許法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年経済産業省令第58号)による改正前の特許法施行規則、実用新案法施行規則又は特例法施行規則

(物件提出書の記載例)

【書類名】 物件提出書
(【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 特願 2 0 〇 〇 - 5 1 2 3 4 5
【提出者】
【識別番号】 3 0 0 0 0 4 3 4 2
【氏名又は名称】 パテマル・コーポレーション
【代理人】
【識別番号】 1 0 0 0 0 1 2 3 4
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
【提出する物件】
1 配列表に関するコードデータを記録した磁気ディスク 1 枚
2 陳述書 1 通
3 磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面 1 通
(【発送番号】 〇〇〇〇〇〇)

特許法施行規則*第 2 7 条の 5 (様式 2 2) により作成してください。

(注 1) 国内出願番号が通知されていない場合は、【事件の表示】の【出願番号】の欄を【国際出願番号】とし、「PCT/US 2 0 〇 〇 / 0 1 2 3 4 5」のように国際出願番号を記載し、【国際出願番号】の次に【出願の区分】の欄を設けて、「特許 (又は実用新案登録)」と記載します。

(注 2) 補正指令に対する応答として物件提出書を提出する場合は、【発送番号】の欄を設け、提出命令に係る書類 (手続補正指令書) に記載された発送番号を記載してください。

* 特許法施行規則等の一部を改正する省令 (令和 4 年経済産業省令第 5 8 号) による改正前の特許法施行規則

(注3) 「陳述書」は、次の文例により作成してください。事件の表示には、国内出願番号又は国際出願番号及び出願の区分を記載してください。

(文例)

陳述書
特許庁長官 殿
本書に添付した磁気ディスクに記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであって、内容を変更したものでないことを陳述します。
令和 年 月 日
事件の表示
発明の名称
特許出願人・代理人

(注4) 「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」は、次の文例により作成してください。なお、使用した文字コードには、配列表のコードデータを磁気ディスクへ記録する際に用いた文字コードを記載してください（「ISO646」「ASCII」「Shift-JIS」等）。

(文例)

磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面
1 出願人氏名 (名称)
2 代理人氏名 (名称)
3 事件の表示
4 発明の名称
5 使用した文字コード
6 配列を記録したファイル名
7 連絡先
・電話番号
・担当者の氏名

4-2. 令和4年7月1日以降の国際特許出願について

(1) 配列表を記録した磁気ディスクの提出方法

塩基配列又はアミノ酸配列を含む国際出願について、国際的な標準（WIPO標準ST. 26）に適合する配列表が添付されていない又は当該配列表に含まれるフリーテキストが英語で記載されていないものを国内移行する場合は、特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を特許庁長官が定める方式に従って記録した磁気ディスクを、特許庁長官に提出しなければなりません。

（特施38の13の2（1）、（2）、実施23（4））

提出する磁気ディスクには、標題（「配列表を記録した磁気ディスク」）、事件の表示及び特許出願人又は代理人名を記載してください。

① 日本語特許出願の場合

磁気ディスク及び磁気ディスクに記録した所定の配列表が願書に最初に添付した明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えていない旨の陳述書を物件提出書（特許法施行規則様式第22）に添付して提出してください。

（特施38の13の2（1）、実施23（4））

なお、磁気ディスクに記録した事項は、願書に添付した明細書に記載した事項とみなされません。

（特施27の5（10）、実施23（2））

② 外国語特許出願の場合

磁気ディスクを国内書面又は国際出願翻訳文提出書（いずれも書面手続の場合）に添付して提出してください。

（特施38の13の2（2）、実施23（4））

(2) 配列表を記録した磁気ディスクの提出の免除

① 配列表ファイルを国内書面又は国際出願翻訳文提出書に添付する明細書翻訳文の【配列表】の下にリンクを設けてオンラインで提出する場合

② 配列表ファイルを手続補正書又は誤訳訂正書の【補正の内容】又は【訂正の内容】の下にリンクを設けてオンラインで提出する場合

（特施38の13の2（14）、実施23（4））

③ 電子特殊申請において、配列表ファイルを陳述書とともに物件提出書の添付物件として提出する場合（日本語特許出願の場合に限る）

（特施38の13の2（15）、実施23（4））

(3) その他

磁気ディスクの提出がない場合又は提出した磁気ディスクに不備がある場合は、特許庁長官が期間を指定して補正すべきことを求めます。

（特184の5（2）、特17（3）、実48の5（2）、実2の2）

補正指令に対して、期間内に補正が行われなかった場合には、特許庁長官は当該国際特許出願又は手続を却下することになります。

(特 1 8 4 の 5 (3)、特 1 8 (1)、実 4 8 の 5 (3)、実 2 の 3)

その他、作成にあたっての詳細は、特許庁ホームページ → 「制度・手続」の「特許」「出願」 → 「塩基配列又はアミノ酸配列を含む出願」「塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン (https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/bio/gene/enki_amino_guideline/)」を参照してください。

(物件提出書の記載例)

【書類名】	物件提出書		
(【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日)		
【あて先】	特許庁長官	殿	
【事件の表示】			
【出願番号】	特願 2 0 〇 〇 - 5 1 2 3 4 5		
【提出者】			
【識別番号】	3 0 0 0 0 4 3 4 2		
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション		
【代理人】			
【識別番号】	1 0 0 0 0 1 2 3 4		
【弁理士】			
【氏名又は名称】	国際 太郎		
【提出する物件】			
1	配列表記録した磁気ディスク	1 枚	
2	陳述書	1 通	
(【発送番号】	〇〇〇〇〇〇)		

特許法施行規則第 2 7 条の 5 (様式 2 2) により作成してください。

(注 1) 国内出願番号が通知されていない場合は、【事件の表示】の【出願番号】の欄を【国際出願番号】とし、「PCT/US 2 0 〇 〇 / 0 1 2 3 4 5」のように国際出願番号を記載し、【国際出願番号】の次に【出願の区分】の欄を設けて、「特許(又は実用新案登録)」と記載します。

(注 2) 補正指令に対する応答として物件提出書を提出する場合は、【発送番号】の欄を設け、提出命令に係る書類(手続補正指令書)に記載された発送番号を記載してください。

(注 3) 「陳述書」は、次の文例により作成してください。事件の表示には、国内出願番号又

は国際出願番号及び出願の区分を記載してください。

(文例) 書面手続の場合

陳述書

特許庁長官 殿

本書に添付した磁気ディスクに記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えていないことを陳述します。

令和 年 月 日

事件の表示

発明の名称

特許出願人・代理人

(文例) オンライン手続の場合

陳述書

特許庁長官 殿

本書とともに提出する塩基配列又はアミノ酸配列は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えていないことを陳述します。

令和 年 月 日

事件の表示

発明の名称

特許出願人・代理人